

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十二月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十四日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで 同市本町一丁目二七番一	川口市本町二丁目一七九番九 地先から	区 間
九〇・九〇	二五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	二四五・〇〇	延 長 (メートル)
延長二四五・〇〇メートル	平成三十年八月三十一日付け埼玉県さ いたま県土整備事務所長告示第五号で 告示した道路予定区域の変更である。	備 考